

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」について（通知）

一部改正 新旧対照表

新			旧		
第 1～第 6 (略)			第 1～第 6 (略)		
第 7 膠原病			第 7 膠原病		
1 (略)			1 (略)		
2 「 <u>全身性</u> 強皮症」の「疾病の状態の程度」の「強心利尿薬」には肺血管拡張薬を含む。			2 「強皮症」の「疾病の状態の程度」の「強心利尿薬」には肺血管拡張薬を含む。		
第 8～第 12 (略)			第 8～第 12 (略)		
第 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群			第 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		
1～3 (略)			1～3 (略)		
4 「 <u>染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群</u> 」に該当する疾病とは、令和 3 年 10 月 13 日 健発 1013 第 2 号 厚生労働省健康局長通知「 <u>染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群の取り扱いについて</u> 」により定めたものとする。			4 (新設)		
第 14～第 15 (略)			第 14～第 15 (略)		
(別表) (略)			(別表) (略)		
(参考資料)			(参考資料)		
「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧			「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧		
	疾病の状態の程度	対象基準		疾病の状態の程度	対象基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
慢性腎	(略)	(略)	慢性腎	(略)	(略)
	次のいずれかに該当する場合	<u>同左</u>		次のいずれかに該当する場合	<u>次の①から③のいずれかに該当す</u>

新			旧		
疾患	ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 治療で薬物療法を行っている場合 ウ 腎移植を行った場合		疾患	ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 治療で薬物療法を行っている場合 ウ 腎移植を行った場合	<u>る場合</u> ① <u>先天性ネフローゼ症候群の場合</u> ② <u>治療で薬物療法を行っている場合</u> ③ <u>腎移植を行った場合</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>次のいずれかに該当する場合</u> ア <u>蛋白尿がみられる場合、腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合</u> イ <u>運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合</u>	<u>次の①又は②に該当する場合</u> ① <u>蛋白尿がみられる場合、腎機能低下(おおむね3か月以上、血清 Cr が年齢性別ごとの中央値(別表参照)の1.5倍以上持続)がみられる場合又は腎移植を行った場合</u> ② <u>運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
慢性心疾患	(略)	(略)	慢性心疾患	(略)	(略)
	<u>次のいずれかに該当する場合</u> ア <u>上肢の運動障害があり継続的に治療を要する場合</u> イ <u>慢性心疾患の治療中である場合又は第2基準を満たす場合</u>	<u>次の①から⑦のいずれかに該当する場合</u> ① <u>上肢の運動障害があり継続的に治療を要する場合</u> ② <u>慢性心疾患の治療中である場合</u> ③ <u>肺高血圧症(収縮期血圧 40mmHg 以上)</u> ④ <u>肺動脈狭窄症(右室-肺動脈圧較差 20mmHg 以上)</u> ⑤ <u>2度以上の房室弁逆流</u> ⑥ <u>2度以上の半月弁逆流</u> ⑦ <u>圧較差 20mmHg 以上の大動脈狭</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)

新			旧		
		<u>窄</u> ⑧ <u>心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動又は高度房室ブロック</u> ⑨ <u>左室駆出率あるいは体心室駆出率 0.6 以下</u> ⑩ <u>心胸郭比 60%以上</u> ⑪ <u>圧較差 20mmHg 以上の大動脈再狭窄</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
皮膚疾患	次のいずれにも該当する場合 ア 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 イ 症候型眼皮膚白皮症（チェディアック・東症候群及びグリセリ症候群）でないこと。	<u>同左</u>	皮膚疾患	次のいずれにも該当する場合 ア 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 イ 症候型眼皮膚白皮症（チェディアック・東症候群及びグリセリ症候群）でないこと。	<u>次の①及び②に該当する場合</u> ① <u>全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。</u> ② <u>症候型眼皮膚白皮症（チェディアック・東症候群及びグリセリ症候群）でないこと。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>次のいずれかに該当する場合</u> ア <u>四肢又は頭部に変形があり継続的な治療を要する場合</u> イ <u>運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下のうち一つ以上の症状が続く場合</u>	<u>同左</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)